

第3章 基本の理念

1 基本理念

この計画は、障害者基本法の基本原則を踏まえるとともに、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念や第5次鶴ヶ島市総合計画の基本構想のもとに障害のある人の自立と社会参加を支援し、障害のある人が社会の一員として障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中でともに育ち、ともに学び、ともに生活し、ともに働き、ともに活動できるまちとするため、次の基本理念を掲げます。

基本理念

ともに生きるやさしさのあるまちをめざして

- 障害のある人が地域社会の中で普通に生活が送れる条件や環境を整え、地域社会の一員として、自らの選択によって自分らしく地域の中で生き生きと暮らすことのできるまちづくりが大切です。
- 障害のある人が生き生きと暮らすことのできるまちは、すべての市民が安心して暮らせるやさしさのあるまちです。
障害の有無によって分け隔てられることなく共生する社会を人と人とが支えあう地域社会、安心を築くまちづくりを進めていきます。

2 基本目標

基本理念の実現のため、次の4つの基本目標に取り組みます。

I	理解と交流を深め権利を擁護する
II	地域生活を支援する
III	社会的な自立を促進する
IV	安心・安全な暮らしを確保する

I. 理解と交流を深め権利を擁護する

障害のある人が分け隔てられることなく一人の生活者として尊重され、自らの意思で選択・決定しながら自分らしい生活を送ることができるまちづくりを目指します。また、障害のある人が差別されたり権利を侵害されたりすることのないよう、一層の啓発活動や施策の推進を図ります。

II. 地域生活を支援する

障害のある人が主体的にサービスを選択できる障害福祉サービスや地域生活支援体制の充実を目指します。また、施設入所や精神科病院入院について、障害のある人の意思を尊重しながら地域で暮らすことが可能になる施策の推進を図ります。

III. 社会的な自立を促進する

障害の有無にかかわらず、子どもころから分け隔てられず、ともに育ち、学び、その能力を伸ばし、自立できる力を高めるため、保育や教育環境、学習活動等の充実を目指します。また、障害のある人が能力を発揮できるように、一般就労を目指す訓練や雇用の確保、就労支援の充実を推進します。

IV. 安心・安全な暮らしを確保する

建物、交通、情報、制度、意識など社会のバリアフリー化を推進します。また、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉体制の整備・充実に努めるとともに、交通安全・防災対策の充実に努めます。

3 計画の体系

I 理解と交流を深め権利を擁護する

理解と交流を促進する	広報・啓発活動の推進
	福祉教育の充実
	多様な交流の促進
	ボランティア・市民活動の推進
権利を擁護する	権利擁護の推進
	権利行使の支援
	参加・参画の推進
障害者団体を支援する	障害者団体の支援

II 地域生活を支援する

地域生活の支援体制を構築する	相談支援体制の充実
	障害福祉サービス提供基盤の充実
	地域生活への移行の促進
障害福祉サービスの利用を促進する	自立支援給付の充実
	自立支援医療の充実
	補装具の充実
	地域生活支援事業の充実
障害のある子どもの地域生活を支援する	障害のある子どもの地域生活の充実
在宅生活を支援する	在宅生活支援の充実
	経済的支援の充実

Ⅲ 社会的な自立を促進する

障害のある子どもの保育・教育を推進する	療育体制の充実
	幼児教育・保育の充実
	障害児教育の充実
健康増進を推進する	健康増進の充実
	公費負担医療制度の充実
就労を促進する	雇用の確保・充実
	就労の支援
情報バリアフリー化を推進する	情報保障の推進
	コミュニケーション支援の推進
文化・学習・スポーツ活動を支援する	文化・学習・スポーツ活動への支援

Ⅳ 安心・安全な暮らしを確保する

人にやさしい福祉のまちづくりを推進する	まちづくりの総合的推進
	公共的な建築物のバリアフリー化の推進
	住宅の確保と住環境の整備
	道路環境の整備
	公共交通機関の整備
安全な暮らしを確保する	防災対策の充実
	防犯対策の充実
	交通安全の充実
	消費生活トラブルに関する相談の充実